

半田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十六号

半田市議会委員会条例の一部を改正する条例

半田市議会委員会条例（平成三年半田市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一の」を「二つの」に改める。

第七条第一項中「あつた」を「あつた」に改める。

第八条第一項中「は、議長が会議に諮つて指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「会議に諮つて」を削り、同項ただし書を削る。

第十二条第一項中「、又は」を「又は」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第十五条第二項中「あつた」を「あつた」に改める。

第十五条の二第一項を次のように改める。

第十五条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第二十条（秘密会）第一項の秘密会は、この限りではない。

一 感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難である場合

二 その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると委員会が認める場合

第十八条第一項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第二項を削る。

第二十条第二項中「諮つて」を「諮つて」に改める。

第二十一条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「者は、オンラインによる方法で出席」を「者がオンラインによる方法で説明」に改める。

第二十二條第二項中「終る」を「終わる」に改める。

第二十三條第二項中「きこう」を「聴こう」に、「事項」を「事件」に改める。

第二十四條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八條において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十五條第一項中「きこう」を「聴こう」に、「あらかじめ」を「前條の規定によりあらかじめ」に改め、同條第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同條第三項中「で公聴会に出席する」を「により公聴会で意見を述べる」に改める。

第二十六條第二項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第二十八條の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同條第一項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同條第二項を削る。

第二十九條第二項中「きこう」を「聴こう」に改め、同條第三項中「で委員会に出席する」を「により委員会で意見を述べる」に改め、同條第四項中「文書」を「文書等」に改める。

第三十條に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。